

# 国税 に関するご相談は



# タックスアンサー で 解決!

あなたの **疑問** にお答えします!

STEP

1

国税庁HPの「タックスアンサー」にアクセス

タックスアンサー



スマホや  
タブレットからも  
簡単 アクセス!



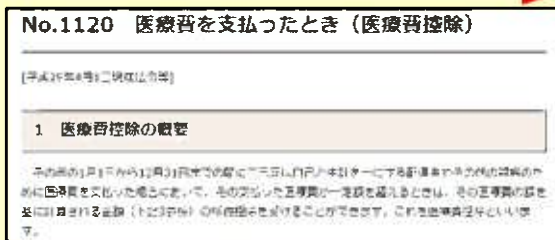
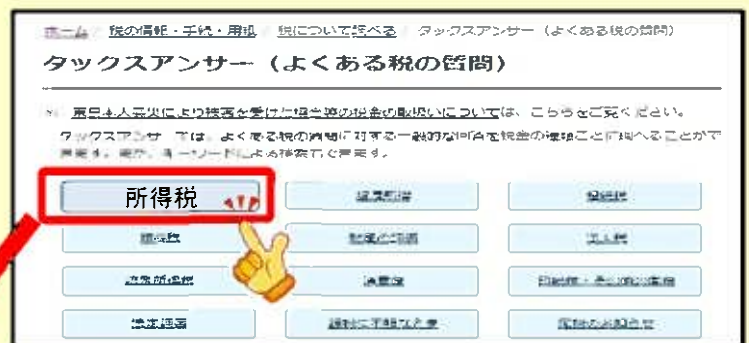
<QRコード>

STEP

2

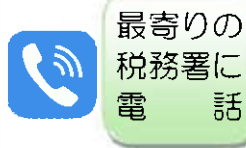
調べたい「税金の種類」をクリック

「医療費控除」  
って、どうしたら  
ええの??



この他にも  
約700項目の  
質問に対する回答が  
あります。

## それでも解決しないとき



国税に関する  
一般的なご相談

税務署へのお問合せ、納付相談  
その他税務署にご用の方

自動音声案内

「1」  
を選択

税目番号  
を選択

電話相談  
センター

「2」  
を選択

税務署

- ※ 消費税の軽減税率制度に関するご相談は、音声案内で「3」を選択してください。
- ※ 毎年1～3月の間、所得税、個人事業者の消費税及び贈与税の確定申告に関するご相談は、音声案内で「0」を選択してください。
- ※ 税務署での個別相談については、事前の予約が必要です。